

プロポーザル応募図書作成要領

1 応募図書

応募図書は次のとおりとする。すべての図書を一括で提出すること。

- (1) 応募申込書(様式1)
- (2) 事務所概要等
 - ア 技術職員・資格(様式2・1枚)
 - イ 事務所の主要業務実績、同種業務実績(様式3・1枚)
 - ウ イに関する内容が分かる資料(様式4・2枚以内)
- (3) 本業務の実施方針(様式5・1枚)
- (4) 業務の実施体制
 - ア 本業務における組織体制(様式6・1枚)
 - イ 主な担当者の経歴と実績(様式7・3枚以内)
 - ウ イに関する内容が分かる資料(様式8・3枚以内)
- (5) 技術提案書
 - ア 建物のデザインイメージについて(様式9・1枚)
 - イ 基本構想の反映について(様式10・1枚)
 - ウ 環境創生事項の提案について(様式11・1枚)

2 留意事項

- (1) 応募申込書(様式1)
 - ・ 住所(所在地)、事務所名、代表者名を記入の上、代表印を押印してください。
 - ・ 提出部数は、1部です。
- (2) 事務所概要等
 - ア 技術職員・資格(様式2・1枚)
 - ・ 事務所に在籍する技術者について記入してください。
 - ・ 複数の資格を有する職員については、いずれかひとつの資格の保有者として扱います。
 - ・ 複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野に記入してください。
 - ・ 当該業務の協力事務所に予定しているところの職員数は、()内に予定人数を記入してください。
 - ・ 提出部数は、15部です(以下、すべての図書について15部ずつです。)
 - イ 事務所の主要業務実績、同種業務実績(様式3・1枚)
 - ・ 事務所の主要業務と同種業務の実績について各5件以内で記入してください。
 - ・ 主要業務とは、主な設計業務のうち、対象施設が過去10年間に完成したものとします。
 - ・ 同種業務とは、エコハウスと同様の機能を持つ施設(体験・研修・交流施設、展示・情報発信施設、環境学習施設など)に係る主な設計業務のうち、対象施設が過去10年間に完成したものとします。(同種業務がない場合は、不要です。)
 - ・ 事務所の技術力・特色が判断できる設計業務を選択してください。
 - ・ 受賞実績がある場合は、業務名の欄に記入してください。
 - ・ 傾斜地の地形を活かした建築物、公共建築を必ず1つ以上入れてください。
 - ウ イに関する内容が分かる資料(様式4・2枚以内)
 - ・ イに挙げた実績のうち代表的な業務2件以内について、図面、写真、イラスト等を貼り付けた資料を作成してください。
 - ・ 写真・図面等の枚数は自由ですが、1業務につきA4縦1枚以内としてください。
- (3) 本業務の実施方針(様式5・1枚)
 - ・ 次の項目について簡潔にまとめ、業務の実施方針を示してください。(A4縦1枚、1500

字以内)

- ア エコハウス建築についての基本的な考え方
- イ エコハウス建築設計のキーワード
- ウ 実施方針

(4) 業務の実施体制

- ア 本業務における組織体制(様式6・1枚)
 - ・ 本業務に従事予定の職員を記入してください。
 - ・ 協力事務所の職員については、所属、役職の欄に事務所名を記入してください。
- イ 主な担当者の経歴と実績(様式7・3枚以内)
 - ・ アに氏名を記入した職員のうち、主な担当者3人以内の経歴・実績を記入してください。
 - ・ 実績は、過去に従事した業務のうち、代表的なものを挙げてください。
- ウ イに関する内容が分かる資料(様式8・3枚以内)
 - ・ イに挙げた担当者の実績のうち、代表的な業務1件について内容が分かる写真等を貼り付けた資料を作成してください。
 - ・ 写真等の枚数は自由ですが、担当者1人につきA4縦1枚以内としてください。

(5) 技術提案書

- ・ エコハウス整備基本構想及びエコハウス建築与件を熟知の上、ア～ウの各項目について提案してください。
- ・ 提案は、ア～ウの各項目についてA4縦1枚に要点を簡潔にまとめてください。
- ・ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト等を使用しても構いません。これらを文章中に挿入しても構いませんが、別紙とする場合、ア～ウの各項目についてA4縦又はA3折込1枚以内としてください。
- ・ 具体的な設計図は使用しないでください。また、模型等も作成しないでください。

- ア 建物のデザインイメージについて(様式9・1枚)
- イ 基本構想の反映について(様式10・1枚)
- ウ 環境創生事項の提案について(様式11・1枚)

3 その他

(1) 使用言語

- ・ 応募図書の記述に用いる言語は、日本語とします。

(2) 応募図書の無効

応募図書が次の条件の一つでも該当する場合は、無効となる場合があります。

- ・ 作成要領に指定する様式、サイズ、枚数などの条件に適合しないもの。
- ・ 記載内容が判別できないもの。
- ・ 記載すべき事項が記載されていないもの。
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・ 許容された表現以外の表現方法が用いられているもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されたもの。

(3) 応募図書の扱い

- ・ 提出された応募図書は返却しません。
- ・ 提出された応募図書については、審査の必要上複製を作成することがあります。